

令和元年6月

定例教育委員会

新庄市教育委員会



## 教育長報告（１）

令和元年度 6 月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

- （１） 八鍬長一議員から「人生 100 年時代。いきいき暮らすため生涯学習のより充実が求められる。その活動拠点となる、八向地区公民館の改築はどう進むのか。」という質問に対して

「八向地区公民館につきましては、昭和 40 年に建築された施設として老朽化が進む地区公民館を使用いただいている現状であり、施設の早急な改築に向けて地区の方々と幾度も協議を進めてきた。

昨年度、自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用することを前提に、本合海地域の公民館として現在の地区公民館の敷地内に市が地域公民館を建築し、地域の方々から管理・運営をしていただき、地域の方々の公民館であるものの、引き続き八向地区の生涯学習の拠点施設としていくために市が財政支援をしていくこととして進めてきた。

しかし、昨年 8 月に発生した 2 度の豪雨災害において、本合海地域の最も低い場所に位置する現在の公民館の敷地内に改築していくことは、水害被害を考えたうえで大変危険であり、建築場所について再度見直すこととした。災害対応を考えたうえで適地を探し、現在地よりも安全な場所として「本合海児童センター」へ併設することを検討し、地区の皆様への安全・安心の面から、地区公民館として市が引き続き管理・運営をしていく方向で、八向地区の方々と協議をしていきたい。

また、八向地区の生涯学習をより充実していくために、拠点施設となる地区公民館において、これまで以上に地域の方々が集い、学びあえる場となるよう、様々な学習の機会を提供してまいりたい。」と答弁した。

- （２） 佐藤悦子議員から、1 つ目「学校給食の無償化（一部無償化や助成を含む）はどうか。」という質問に対して

「以前の一般質問においても、給食費の完全無償化についての質問をいただき、答弁をさせて頂いたところだが、本市では経済的に困窮した世帯については、就学援助費の中で給食費を全額支給している。また、安全で安心な給食を提供するため、調理施設の環境整備を優先することから、現時点において給食費無償化に対する支援の実施予定はない。

しかし、給食費の無償化や助成は、子育て支援充実策のひとつとして有効であり、他市町村においても様々な方法で実施されているので、今後も、国や他市の動向等を注視しながら、本市の現状を踏まえた支援の方策について、市の教育施策の中で総合的に判断していきたい。」と答弁した。

次に「就学援助の費目の拡大と支給額の増額、入学準備金の入学前支給はどうか。」という質問に対して

「本市において、就学援助事業は、学校教育法第19条の規定及び関係法令に基づき、新庄市就学援助事業実施要綱を定め、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な費用の援助を与えることで、義務教育の円滑な実施に資することを目的とし、就学援助を実施している。

援助費目、支給額については、国が作成する要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に準じ、本市の状況に合わせて定めている。現状においては、援助費目の拡大や支給額の増額は検討していないが、財政状況を勘案しながら、事業を展開していきたい。

また、入学準備金については、昨年度に要綱を改正し、中学校入学予定者に対して、入学準備金の入学前支給を行った。小学校入学予定者に対する入学準備金の支給については、課題の研究や本市の状況に合わせた要綱の見直しなど、早期実施に向けた協議検討を進めている。」と答弁をした。

さらには「市内の中学校で、自衛隊に職場体験をさせる学校があると聞くが、実情はどうか。教え子を再び戦場に送らないと誓った戦後教育の原点に反するものではないか。」という質問に対して

「職場体験学習は、キャリア教育の一環として市内の中学校・義務教育学校で実施しており、職場体験を通して「自己の進路や生き方、働くことの意義」について考える、「様々な人との関わりを通して、コミュニケーション能力の向上を目指す」など、生徒一人ひとりが「めあて」を持って取り組んでいる。

体験学習先については、基本的に生徒本人の希望を家族の承諾を得て決定しており、市内外の多くの事業所にご理解いただき、受け入れについてのご協力をいただいている。

自衛隊につきましてもその中の1事業所として、昨年度は19名の生徒の職場体験を受け入れていただいているが、先に申した通り、学校において特に推奨しているものではなく、生徒本人の希望によるものである

ので、キャリア教育の中の多様な職業の1つとしてご協力いただいていることを理解いただきたい。」と答弁した。

- (3) 佐藤文一議員から「今回初めて東北山・鉾・屋台協議会の総会が新庄で開催されるが、概要を聞きたい。」という質問に対して

「東北山・鉾・屋台協議会は、平成28年にユネスコ無形文化遺産に登録された33団体のうち、東北にある保存団体で親睦や観光連携を目的に、昨年10月に秋田県仙北市で設立総会を開催し結成された。構成団体は、青森県八戸市の「八戸三社大祭山車祭り行事保存会」、秋田県鹿角市の「花輪ばやし祭典委員会」、同じく秋田市の「土崎神明社奉賛会」、仙北市の「角館のお祭り保存会」と、新庄まつり山車行事保存会の5団体となっている。

本年、第1回総会を新庄市で開催するはこびとなり、新庄まつり期間中の8月24日に開催を予定している。全国山・鉾・屋台保存連合会の総会は、持ち回りで開催地の祭りの時期に合わせて開催されており、今年は青森県八戸市で8月3日から開催される。東北協議会の総会についても、全国総会にならい、祭り期間中に開催することとした。総会、交流会のち、アビエスで宵祭りを観覧していただく予定である。

設立間もない協議会だが、5団体が連携し、それぞれの祭りにより良い影響をもたらすよう、保存会の方々と教育委員会で連携し対応してまいりたい。」と答弁した。

- (4) 奥山省三議員から「教育現場の充実と学力向上の取り組みについて、教師の長時間労働が問題視されており、多忙な業務の中で学力向上について教師ばかりに期待するのは無理との意見もある。教師への負担が増大していく現状の中、学力向上の取り組みについて、どのような対策を執り、今後具体化されていくのかお聞きしたい。」という質問に対して

「教育委員会では、新学習指導要領で示されている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、探究型学習の研究を小中合わせて4校に委嘱し、委嘱校を中心に具体的な取り組みを推進するとともに、市内各校への普及を図り、指導力を向上させている。

また、児童生徒の学力の到達度を評価する学力検査や教員の資質向上、各校の課題解決に向けた研修の際に活用できる費用等を予算化し、指導法の改善や学力の向上に努めている。さらに、落ち着いた学級でこそ学力向上を図ることができると考え、人的な配置もしている。

そして、教育長訪問、指導主事訪問を実施し、学力向上につながるよう指導・助言を行い、児童生徒が意欲をもち主体的に取り組むことができる課題の在り方や思考力、表現力の育成につながる手立て等について確認し、教員の指導力向上を図っている。

教員の資質向上や教育実践の活性化を図ることを目的としている市教育研究所の組織についても、学力向上研究委員会や英語教育研修会を設定するなど、見直しを図っている。学力向上委員会では、探究型学習の授業づくりや学力調査等の分析を踏まえた授業改善について研修し、英語教育研修会では、新学習指導要領に対応した授業づくりや小中学校の連携による指導について研修できるようにしている。

今後、各事業や学校訪問、研修を通して、児童生徒の確かな学力の育成が図られるよう、学校と教員を支援していきたい。」と答弁した。

また、「山屋セミナーハウス灯油漏れ事故の対応と議会への説明、山屋セミナーハウス灯油漏れ事故の責任の所在（市・指定管理者）について、どう考えているか。」という質問に対して

「山屋セミナーハウスの灯油漏れ事故については、本年3月の定例会において、事故後の対応として、上山屋、下山屋、大福田3地区の井戸水の水質及び施設敷地内のボーリングによる土壌及び地下水の調査と、灯油の流出が見られる施設西側斜面の沢及び施設東側の側溝からの周辺水路への灯油の流出を防ぐため、分離槽を設置し濾過する作業を実施することについて報告させていただいた。

その後、井戸水の調査結果については、再検査を含めて、採水した検体全てにおいて、臭い・油膜も見られず、鉱油系物質の混入もなかった。施設敷地内のボーリング調査による土壌及び地下水においては、施設西側斜面の沢の手前2箇所と建物ピット内において油の兆候が見られることから、油汚染は、建物下と建物西側の一部に広がっており、表層水及び地下水の流動に伴って西側に移動しているものと考えられる。このため、現在も灯油の流出箇所において分離槽を設置し、周辺水路への流出が無いよう作業を継続している。この間、ボーリングの調査や地下水の検査の結果については、区長や井戸所有者の方々へ各自ご報告させていただいているが、現場や住民個々への対応が優先となり、指定管理者より事故の報告を受けてからの対応とご報告が遅れたことについてお詫び申し上げたい。

この度の事故における責任の所在については、所有者である市と、管理者である指定管理者双方にあることを鑑み、その責任の割合については、過去の判例や法律家等の意見を頂戴しながら検討していきたい。その結

果については、機会を捉えて報告したい。

今後の事故対応については、地域住民の方々の生活に影響が無いよう経過を観察しながら、緊急的な対応も含め、危機管理を十二分に徹底し、引き続き必要な対策を講じていきたいので、何卒ご理解賜りたい。」と答弁をした。

- (5) 庄司里香議員から「明倫学区義務教育学校の開校に伴い、閉校となる北辰小学校の跡地についての署名運動は、学区内にとどまらず学区外の方も含め300名を超えて提出させて頂いた。地域の方へ跡地利用の説明をしていただき、まだ使える体育館や校舎を再利用してはどうか。また、その際には地域の方の負担が少ない形で考えてほしいが、市の考えを伺いたい。昨年の上水がりの際には6世帯の方が北辰小へ避難している。防災の観点からも存続させてはどうか。」という質問に対して

「明倫学区義務教育学校開校後に閉校となる予定の北辰小学校の跡地活用については、議員ご指摘のとおり「北辰小学校校舎等の活用を希望する地域住民の会」より、「北辰小学校の校舎や体育館、けやきの森の今後の取扱いについて、ぜひ地元住民の声を反映してほしい。」といった内容の要望書をいただいている。

またその一方で、学区住民の意見を収集、協議し、北辰小学校区全体の意見としてまとめた提言をすることを目的の一つとした「北辰学区学校づくり協議会」が平成29年4月に立ち上げられ、これまでに4回の協議会が開催されている。この協議会においては、これまでに北辰小学校の保護者を対象とした跡地活用に関するアンケートを実施し、また、学区内の各区長さん方に町内会総会等での話題提供と意見の収集をお願いするなどしながら、学区全体の意見をまとめるための協議が、現在行われているところである。

この学校づくり協議会のなかで、本市の基本的な考えとして、校舎等の建物については解体の方向で考えており、その後の跡地活用については、これまでの本市の活用事例を示しながら、角沢ふれあい広場のようなかたちができるかどうか、学校づくり協議会の皆さんと話し合いながら、その方向性を見定めていきたいとの考えを、これまで示させていただいている。

地域の皆さんのご意見も様々あるなかで、その取りまとめに苦労されているようではあるが、夏ごろまでに学区全体の意見を取りまとめ、意見書を提出される予定でいるようであるので、その動きを見守っていると

ころである。

なお、学校づくり協議会からの意見書については、現在指定避難所となっており、昨年夏の豪雨災害時にも避難所を開設した体育館は残してほしいといった内容の方向で調整が進められているようなので、意見書が提出された際には、「地域の皆さんの声を出来る限り反映させていく。」ということ念頭に置き、学校づくり協議会の意見書に基づいた調整・協議を、丁寧にかつ慎重に重ねながら、進めて参りたい。」と答弁した。

次に「専門学校や大学、短大などに進学する際に奨学金を借りている人がいる。その返済のため、賃金の高い都市部に就職する若者が多いので、市に戻って就職したら返済しなくても良い給付型の奨学金を市で創って、支援するのはどうか。市としての考えを伺いたい。」という質問に対して

「市では、平成29年度から最上8市町村の協定締結により、看護師の地元定着をねらいとした看護師育成最上地域修学資金制度を実施しており、これまでに3名を奨学生としているが、今年度についても現在3名の方から応募いただいている。この制度は、卒業後10年間のうちに5年間、最上地域に居住し、最上地域の医療機関等に看護師として就業した場合に返還金を全額免除することとなっており、この春に1名が養成校を卒業しているが、5年後までに免除となるかが判明する予定である。なお、この制度については、令和4年4月開校を目指す看護師養成校が開校した際には、当該養成校の学生を対象とした制度に移行することが、8市町村での取り決めとなっている。

また、新庄市ふるさと創生人材確保事業については、理工系学部に進学した学生を本市の製造業事業所に呼び込むことを目的として平成24年度から実施しているが、協定の締結により、最上育英会に事務委託している。平成26年度に看護系を、28年度に保育系を増設させていただいているが、これまでに理工系14名、看護師系4名、保育士系7名、計25名に貸与を行ってきている。このうち理工系5名、看護師系1名、保育士系5名、計11名が卒業もしくは大学院進学などで貸与を終了しているが、保育系の3名が、この4月より保育士として本市で活躍している。なお、この事業については、卒業後6か月以内に市内の事業所に就職した場合には奨学金の半額を免除することとしているが、返還据置期間を2年間設定しているため、奨学金返還の一部免除開始時期は早く令和3年度からの予定となる。

さらに、平成28年度からは県と連携して山形県若者定着奨学金返還

支援事業を始めている。この事業は県と市がそれぞれ2分の1ずつ出捐して県が基金を造成し、卒業後6か月以内に県内に居住して助成対象分野に就業し、かつ3年間以上継続して居住し就業した場合に、奨学金の返還を助成する事業となる。現在までに18名が助成候補者として認定されており、早ければ令和3年度から助成が開始される予定である。

このように、貸与型ではあるが条件によって全額給付型もしくは一部給付型と同じ扱いとなる事業や奨学金返還の一部を支援することによって一部給付型と同じ扱いとなる事業を実施することにより、次世代を担う若者の地元定着を目的とした奨学金制度の充実を図ってきた。これら奨学金に関する事務事業は、将来有望な人材を育成する上で欠かせない制度、事業であることから、今後とも関係機関等と連携しながら進めて参りたい。」と答弁をした。

## 教育長報告（２）

新庄市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令について

新庄市訓令第7号  
新庄市議会訓令第2号  
新庄市教育委員会訓令第3号  
新庄市選挙管理委員会訓令第2号  
新庄市監査委員訓令第2号  
新庄市農業委員会訓令第2号



庁 中  
出先機関

新庄市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

新 庄 市 長	山 尾 順 紀
新 庄 市 議 会 議 長	下 山 准 一
新庄市教育委員会教育長	高 野 博
新庄市選挙管理委員会委員長	矢 作 勝 彦
新庄市代表監査委員	大 場 隆 司
新庄市農業委員会会長	浅 沼 玲 子

新庄市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

新庄市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱（平成26年訓令第5号、議会訓令第1号、教育委員会訓令第1号、選挙管理委員会訓令第1号、監査委員訓令第1号、農業委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1中「健康課長」を「健康課長 看護師養成所開設準備課長」に改める。

別表2中

「

健康課	〃	〃
農林課	〃	〃

」

を

「

健康課	〃	〃
看護師養成所 開設準備課	〃	〃
農林課	〃	〃

」

に改める。

別表 3 部員の欄中「健康課」を「健康課・看護師養成所開設準備課」に改める。

附 則

この訓令は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。



新庄市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱(平成26年訓令第1号/議会訓令第5号/教育委員会訓令第1号/選挙管理委員会訓令第1号/監査委員訓令第1号/農業委員会訓令第1号)新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表1(第4条関係)		別表1(第4条関係)	
本部員		本部員	
区分	職名	区分	職名
本部員	総務課長 総合政策課長 財政課長 税務課長 市 民課長 環境課長 成人福祉課長 子育て推進課長 健康課長 看護師養成所開設準備課長 農林課長 商工観光課長 都市整備課長 上下水道課長 会 計課長 議会事務局長 教育総務課長 学校教育課 長 社会教育課長 監査委員事務局長 選挙管理委 員会事務局長 農業委員会事務局長	本部員	総務課長 総合政策課長 財政課長 税務課長 市 民課長 環境課長 成人福祉課長 子育て推進課長 健康課長 看護師養成所開設準備課長 農林課長 商工観光課長 都市整備課長 上下水道課長 会 計課長 議会事務局長 教育総務課長 学校教育課 長 社会教育課長 監査委員事務局長 選挙管理委 員会事務局長 農業委員会事務局長
別表2(第6条関係)		別表2(第6条関係)	
連絡員		連絡員	
区分	所属課	区分	所属課
連絡		連絡	総務課
	担当職		担当職
			課長が指定する職
	担当事項		担当事項
			本部員会議の決定

現行				改正後 (案)			
絡員	員	事項の連絡及び各種の情報収集	絡員	員	事項の連絡及び各種の情報収集		
総合政策課	〃	〃	総合政策課	〃	〃		
財政課	〃	〃	財政課	〃	〃		
税務課	〃	〃	税務課	〃	〃		
市民課	〃	〃	市民課	〃	〃		
環境課	〃	〃	環境課	〃	〃		
成人福祉課	〃	〃	成人福祉課	〃	〃		
子育て推進課	〃	〃	子育て推進課	〃	〃		
健康課	〃	〃	健康課	〃	〃		
農林課	〃	〃	看護師養成所開設準備課	〃	〃		
商工観光課	〃	〃	農林課	〃	〃		
都市整備課	〃	〃	商工観光課	〃	〃		
上下水道課	〃	〃	都市整備課	〃	〃		
会計課	〃	〃	上下水道課	〃	〃		
議会事務局	〃	〃	会計課	〃	〃		
教育総務課	〃	〃	議会事務局	〃	〃		
教育委員	〃	〃	教育総務課	〃	〃		
社会教育課	〃	〃	教育委員	〃	〃		
監査委員事務局	〃	〃	社会教育課	〃	〃		
			学校教育課	〃	〃		
			社会教育課	〃	〃		
			社会教育課	〃	〃		

現行		改正後（案）	
選挙管理委員会	〃	監査委員事務局	〃
事務局		選挙管理委員会	〃
農業委員会事務局	〃	事務局	
局		農業委員会事務局	〃
		局	

別表3（第7条関係）

## 部編成及び事務分掌

部	部長	副部长	部員	事務分掌
総務・医療体制整備部	健康課長	財政課長	総務課・財政課 ・健康課	1 対策本部の運営に関すること 2 医療体制の整備、感染拡大抑制に関すること
			・会計課 ・議事事務局に属する職員	
監視・情報部	総務課長	環境課長	総務課・総合政策課・環境課・農林課・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・農業委員会	1 情報収集、提供及び交換に関すること 2 感染予防対策の広報、普及啓発、注意喚起に関する

別表3（第7条関係）

## 部編成及び事務分掌

部	部長	副部长	部員	事務分掌
総務・医療体制整備部	健康課長	財政課長	総務課・財政課 ・健康課・看護師養成所開設準備課・会計課・議事事務局に属する職員	1 対策本部の運営に関すること 2 医療体制の整備、感染拡大抑制に関すること
監視・情報部	総務課長	環境課長	総務課・総合政策課・環境課・農林課・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・農業委員会	1 情報収集、提供及び交換に関すること 2 感染予防対策の広報、普及啓発、注意喚起に関する

現行					改正後（案）						
	事業者連携部	商工観光課長	上下水道課長	事務局に属する職員	こと		事業者連携部	商工観光課長	上下水道課長	事務局に属する職員	こと
	事業者連携部	商工観光課長	上下水道課長	環境課・商工観光課・都市整備課・上下水道課に属する職員	事業者との連携による市民生活の維持に関すること		事業者連携部	商工観光課長	上下水道課長	環境課・商工観光課・都市整備課・上下水道課に属する職員	事業者との連携による市民生活の維持に関すること
	市民連携部	総合政策課長	成人福祉課長	総合政策課・市民課・成人福祉課・都市整備課に属する職員	地域団体との連携による市民生活の維持に関すること		市民連携部	総合政策課長	成人福祉課長	総合政策課・市民課・成人福祉課・都市整備課に属する職員	地域団体との連携による市民生活の維持に関すること
	学校・保育・福祉施設等連携部	学校教育課長	子育て推進課長	成人福祉課・子育て推進課・学校総務課・学校教育課・社会教育課に属する職員	園児、生徒、施設入所者等の健康管理と報告に関すること		学校・保育・福祉施設等連携部	学校教育課長	子育て推進課長	成人福祉課・子育て推進課・学校総務課・学校教育課・社会教育課に属する職員	園児、生徒、施設入所者等の健康管理と報告に関すること

教育長報告（3）

新庄市行政改革推進本部設置要綱の一部を改正する訓令について

新庄市訓令第1号  
新庄市議会訓令第1号  
新庄市教育委員会訓令第1号  
新庄市選挙管理委員会訓令第1号  
新庄市監査委員訓令第1号  
新庄市農業委員会訓令第1号



庁 中  
出先機関

新庄市行政改革推進本部設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年5月30日

新 庄 市 長	山 尾 順 紀
新 庄 市 議 会 議 長	下 山 准 一
新庄市教育委員会教育長	高 野 博
新庄市選挙管理委員会委員長	矢 作 勝 彦
新庄市代表監査委員	大 場 隆 司
新庄市農業委員会会長	浅 沼 玲 子

新庄市行政改革推進本部設置要綱の一部を改正する訓令

新庄市行政改革推進本部設置要綱（昭和60年訓令第5号、議会訓令第2号、教育委員会訓令第2号、選挙管理委員会訓令第2号、監査委員訓令第2号、農業委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（作業部会）

第6条 専門部会議における特定事項の調査・研究を補佐するため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、班員をもって組織し、班員は、代表本部員及び本部員が指名する者をもって充てる。

附 則

この訓令は、令和元年6月1日から施行する。



新庄市行政改革推進本部設置要綱(昭和60年訓令第5号/議会訓令第2号/教育委員会訓令第2号/選挙管理委員会訓令第2号/監査委員訓令第2号/農業委員会訓令第2号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>[新設]</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>(作業部会)</p> <p>第6条 専門部会議における特定事項の調査・研究を補佐するため、作業部会を置くことができる。</p> <p>2 作業部会は、班員をもって組織し、班員は、代表本部長及び本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(補則)</p> <p>第8条 (略)</p>

教育長報告（４）

令和元年度 6月補正予算の要求について

令和元年度 6月新庄市一般会計（教育費）補正予算の要求について、次のとおり提案する。

歳入

（単位：千円）

款項目	補正前の額	補正要求額	計	補正要求額の内訳	
20- 4- 4 雑入	12,423	900	13,323	生涯スポーツ雑入	900
計	12,423	900	13,323		
補正要求のなかった 款項目に係る額	1,426,141		1,426,141		
計	1,438,564	900	1,439,464		

歳出

（単位：千円）

款項目	補正前の額	補正要求額	計	補正要求額の内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
10- 5- 1 社会教育総務費	57,992	1,500	59,492				1,500
10- 5-11 社会体育費	55,995	900	56,895			900	
10- 5-13 山屋セミナーハウス費	11,820	5,168	16,988				5,168
計	125,807	7,568	133,375			900	6,668
補正要求のなかった 款項目に係る額	2,645,551		2,645,551				
計	2,771,358	7,568	2,778,926				

令和元年度6月補正予算 教育総務課要求内容

歳入 なし

歳出 なし

令和元年度6月補正予算 学校教育課要求内容

歳入 なし

歳出 なし

令和元年度6月補正予算 社会教育課要求内容

歳入

(単位：千円)

款項目	補正 要求額	内 訳	
20- 4- 4 雑入	900	(一財)地域活性化センター助成金	900,000円 900
計	900		

歳出

(単位：千円)

款項目	補正 要求額	内 訳	
10- 5- 1 社会教育総務費	1,500	負担金 工学院大学今和次郎コレクション寄託活用事業実行委員会負担金	1,500,000円 1,500
10- 5-11 社会体育費	900	負担金 パラリピアン卓球セミナー負担金	900,000円 900
10- 5-13 山屋セミナーハウス費	5,168	手数料 水質検査手数料	166,320円 167
		委託料 山屋セミナーハウス油水分離業務委託	5,000,400円 5,001
計	7,568		

教育長報告（５）

平成３０年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により、平成３０年度新庄市一般会計予算の一部を翌年度へ繰越したので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定に基づき次のとおり報告する。

平成３０年度新庄市一般会計(教育費)繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	2 小学校費	小学校空調設備設置事業	162,713,000	162,713,000		29,324,000	133,000,000		389,000
	3 中学校費	中学校空調設備設置事業	109,577,000	109,577,000		16,573,000	92,800,000		204,000
	4 義務教育学校費	義務教育学校空調設備設置事業	64,574,000	64,574,000		9,615,000	54,900,000		59,000
	5 社会教育費	山屋セミナーハウス油水分離業務委託	8,219,000	8,219,000					8,219,000

教育長報告（6）

第13回明倫学区義務教育学校推進計画策定委員会について

（別添 明倫学区義務教育学校推進計画策定委員会報告）

教育長報告（7）

新庄市立学校空調設備運用指針（ガイドライン）について

（別添 新庄市立学校空調設備運用指針（ガイドライン））